

少子化社会対策大綱の具体化に向けた結婚  
・子育て支援の重点的取組に関する検討会

提 言

平成 27 年 8 月 21 日

我が国の現在の少子化の状況は、その社会経済の根幹を揺るがしかねない危機的状況にあるとの認識の下、本年3月に新たな少子化社会対策大綱が策定された。同大綱においては、少子化は克服できる課題であるとし、この5年間で「少子化対策集中取組期間」と位置付け、直ちに集中して対策に取り組むこととしている。また、政府においては、本年4月に内閣府に子ども・子育て本部が設置されるとともに、子ども・子育て支援新制度が実施されている。

今般、大綱が定める重点課題に関する取組を速やかに具体化し、実行に移すための道筋をつけるため、有村内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）の下、いわゆる私的懇談会として、「少子化社会対策大綱の具体化に向けた結婚・子育て支援の重点的取組に関する検討会」を開催し、本年6月から8月までに5回にわたって議論を行った。

我が国において、初婚年齢や第1子出産年齢の上昇、若い世代での未婚率の増加が少子化の大きな要因となっている中、まずは、少子化社会対策大綱において新たに盛り込まれた結婚支援について、その具体化を大胆に進めることが重要である。

併せて、少子化の問題は、個人のみならず、地域・企業を含め社会全体に多大な影響を及ぼすものであり、地域の実情に即した取組を支援しつつ、社会全体の機運を醸成していくべきである。

もとより、少子化対策を進めていく上で、子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進は重要な柱であり、従来にも増して積極的に取組を進めていく必要がある。

こうした点を踏まえ、以下、提言を行う。

## 1. 少子化のトレンドを変えるため、国として優先的に取り組むべき対策

### (1) 結婚の希望を実現するための環境整備

#### ① 経済的基盤の安定

結婚や結婚後の生活にかかる経済的不安が若い年齢での結婚の大きな阻害要因にならないよう、若い世代の男女の経済的負担の軽減や雇用の安定など、経済的基盤の安定を図ることが重要である。

#### <具体的取組>

- ・ 結婚した世帯に対する家賃補助やクーポン券の交付などの経済的支援を行っている地方自治体に対する支援を行うべきである。
- ・ 意欲と能力に応じ、キャリアアップ助成金の拡充など非正規雇用労働者の正社員への転換や処遇改善を進める企業への支援強化など若い世代の経済的基盤の安定を図る対策を総合的に講じていくべきである。
- ・ 希望する女性が結婚、妊娠・出産前後で継続して就業できるよう環境整備を行うべきである。

## ② 結婚に対する取組支援

地方自治体において取り組んでいる結婚に向けた出会いの機会の創出や結婚までのサポートに対し、国として支援するとともに、そのノウハウを全国で共有することが重要である。

### <具体的取組>

- ・ 全国のいわゆる「おせっかいさん」等を集めた研修、相互交流等の場の提供を通じ、ネットワークの構築を図り、ノウハウや経験の共有を促すべきである。
- ・ 「おせっかいさん」等の仲介役の養成や助言などを行う人材の育成の支援を行うべきである。併せて、仲介役とともに結婚後の相談も担う人材の育成の支援も行うべきである。
- ・ 結婚に向けたマッチングのための効果的な情報システムを構築しようとする自治体に対して支援を行うとともに、優良事例について横展開が図られるようにするべきである。システムの構築などについては、必要に応じ、自治体間で連携して取り組んでいくことも考えられる。
- ・ 地方自治体と商工会議所やノウハウのあるNPO等民間との間の連携を支援していくことも重要である。

## ③ 結婚・妊娠・出産等に係る情報提供

結婚・妊娠・出産等の希望を実現するために、男性も女性も若い世代から将来のライフデザインを描き、また、社会を生き抜くとともに次世代も視野に入れたライフマネジメントができるようにすることが重要であり、そのためにも妊娠・出産等に関する正しい知識を伝えていくことが必要である。なお、国が特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりするものであってはならない。

### <具体的な取組>

- ・ 個人が将来のライフデザインを描けるよう、妊娠・出産等に関する正しい知識について、学校教育段階において伝えるとともに、社会人等が求めるときに必要な情報が入手できるようにするため、保健センター等の地域資源の活用も含め、情報提供の適切な時期・情報内容・提供の方法を具体的に検討すべきである。
- ・ 若い世代に対し、結婚生活や家族形成のポジティブな面について情報発信などを行うべきである。

## (2) 子育て支援

地域の実情や子育て世帯における様々なニーズを踏まえ、地域の子育て支援の充実を図っていく必要がある。全ての子育て世帯を支援していく中で、多子世帯

の経済的負担の軽減や三世代同居・近居の支援にも取り組むことが重要である。

＜具体的な取組＞

- ・ 子ども・子育て支援新制度について、必要な財源を確保しつつ、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の更なる充実に引き続き取り組むべきである。
- ・ 保育所等の整備を始めとして、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等の地域型保育事業の活用を含め、待機児童の解消に引き続き取り組むべきである。
- ・ 様々な地域のニーズに対応して、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、病児保育などの多様な保育の提供といった子育て支援の充実が図られるよう取組を進めていくことが必要である。
- ・ 第3子以降の幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大に向けて、財源を確保しつつ、取り組むべきである。
- ・ 多子世帯への配慮として、多子世帯向けの公営住宅の整備を促すなどの取組を進めるべきである。
- ・ 「子育て世代包括支援センター」において妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援が行われるよう取組を一層進めるとともに、例えば、助産師等の専門家による妊産婦等への相談支援、退院直後の母子に対する心身のケアや育児のサポートなど、産前・産後ケアの充実にも取り組むべきである。
- ・ 研修等を通じて子育て世帯からの相談に携わる職員の質を向上させるとともに、例えば、妊娠期や初めての子育て等に係る助言や、フィナンシャルプランナー等による経済的側面からの助言など、総合的な相談体制を整備することが必要である。
- ・ 育児休業等の取得促進のため、助成金を拡充するなど職場環境整備の取組等を行う事業主に対する支援を充実するべきである。
- ・ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置を柔軟にするなど、高齢世代の保有する資産の若い世代全体への移転をこれまで以上に促すことが重要である。
- ・ 仕事と家庭の両立等の観点から、子どもの預かりサービスに係る税制上の措置の充実について検討するべきである。
- ・ 三世代同居のための住宅の改修における負担の軽減を図るとともに、都市再生機構（UR）の近居促進制度の活用を進めるべきである。

**（3）ワーク・ライフ・バランスの推進**

ワーク・ライフ・バランスを進めることは、少子化対策にとって極めて重要であり、特に、男性の家事・育児への参画を促すことが必要である。

＜具体的な取組＞

- ・ 男性の家事・育児への参画を妨げる長時間労働については、企業等、特に

企業経営者等に意識改革を促していくべきである。例えば、朝型勤務などにより夕方の時間を有効に活用し、生活を豊かにしようという取組である「ゆう活」なども意識改革の有効な手段であると考えられることから、企業等に普及させていくべきである。また、さらにこうした取組が社会全体に広がることが重要である。

- ・ 「さんきゅうパパプロジェクト」を、企業等の意識改革を促しながら社会に浸透させていくこと等により、男性の家事・育児の参画を促すべきである。その際には、例えば、子供が生まれる日、子供を初めて自宅に迎える日、子供の出生届を提出する日（子供の名前を役所に届ける日）等、休暇を取得すべき日を分かりやすく示したり、休暇時にどういふことをするべきかなどのポイントも合わせて紹介していくべきである。
- ・ テレワークなど柔軟な働き方を実現するための取組や、中小企業を含めた次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・実施などの取組を一層進めていくべきである。
- ・ 男性の家事・育児への参画の促進や配偶者の転勤への配慮など仕事と子育て・家庭の両立への取組を効果的に実施している企業の好事例を広く共有するとともに、表彰を行うなどして企業の積極的な取組を推進していくべきである。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図るべきである。

## 2. 地域の実情に即した地方自治体の取組を後押しするとともに、先進事例を横展開していくために取り組むべき対策

長期的な視点も持ちつつ、地方自治体の先駆的、効果的な取組を支援するとともに、地域の実情を踏まえつつ、少子化対策を全国規模で推進していくことが必要である。

### <具体的な取組>

- ・ 地域少子化対策強化交付金については、地方自治体が「少子化対策集中取組期間」において安定的に少子化対策に取り組むことができるよう措置することが重要である。
- ・ 同交付金については、K P I（Key Performance Indicator、業績評価指標）を設定し、達成状況を把握するなどの効果の検証を十分に行うべきである。また、交付金の運用を効果的に進めていくために、結婚支援やライフデザインの構築等、取組を加速すべき分野について重点化を行うべきである。
- ・ 先駆的、効果的な結婚・子育て支援の取組を広く共有するため、地方自治体

間の連携や成功事例の横展開を促すべきである。その際、事例等の効率的な収集・整理と併せ、有効に活用できるよう取組を進めることが重要である。

- ・ 地方自治体の結婚・子育てに関する取組や自治体の婚姻数、出生数等の「見える化」を進めるべきである。
- ・ 少子化社会対策大綱の取組と「地方創生」の取組との連携を一層図りながら、地方自治体において総合的な少子化対策が進められるよう支援するべきである。

### **3. 少子化対策への社会全体の機運を醸成し、社会全体で取り組んでいくための対策**

少子化は、個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響を及ぼすものであり、社会全体で問題意識を共有し、行動を起こしていく必要があり、その機運を高めていくことが重要である。

#### **<具体的な取組>**

- ・ 結婚に対する取組支援については、大学や高校の同窓会やゼミの集まりなどの場を活用した結婚支援が進められるよう工夫をしていくべきである。
- ・ 多子世帯への配慮など子育て支援については、一部の公共交通機関や金融機関等において一定の優遇措置を行うなど独自の支援が行われている。こうした取組がさらに広がるよう、社会全体の理解と協力を得ていくべきである。
- ・ 地方自治体・商店街・企業等が連携するなどして行われている子育て支援パスポート等事業については、全国展開に向けた取組を着実に進めていくべきである。
- ・ 長時間労働の是正は、ワーク・ライフ・バランス、女性の活躍推進、少子化対策を進めていく上で不可欠な要素である。労働時間の短縮や休暇取得の促進など子育て支援を積極的に行っている企業や地域の子育て支援に貢献している企業等をプレイアップすることで、子育て支援に対する社会的機運の醸成を促すことも重要であり、企業の優れた活動を「見える化」・「共有化」するとともに、こうした企業を表彰するなどの取組も進めるべきである。
- ・ NPOやマスメディア等とも連携し、社会全体で少子化に対する問題意識や地域における積極的な取組を共有し、理解を深めるようにするべきである。

「少子化社会対策大綱の具体化に向けた結婚・子育て支援の重点的取組に関する検討会」  
名簿

<構成員>

- 渥美 由喜 東レ経営研究所研究部長兼主席コンサルタント
- 安藏 伸治 明治大学政治経済学部教授、日本人口学会理事・前会長
- 押野 浩 一般社団法人いばらき出会いサポートセンター参与
- 小林 治彦 日本商工会議所産業政策第二部長
- 齊藤 英和 国立成育医療研究センター周産期・母性診療センター副センター長
- 宋 美玄 胎児クリニック東京
- 武田 史子 ベネッセコーポレーション サンキュ！ 編集長
- 東内 京一 和光市保健福祉部長
- 中橋恵美子 NPO法人わははネット理事長
- 山内 和芳 福井県健康福祉部長
- 吉田 穂波 国立保健医療科学院 主任研究官
- (座長) 吉村 泰典 吉村やすのり生命の環境研究所理事長  
(前日本産科婦人科学会理事長)

【五十音順、敬称略、役職は平成27年6月23日現在】